

鳥取県社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策補助金 事務手続きの流れ

0. 県外からの帰省者等との接触等による家庭内感染を避けるため、対象施設の職員がホテル等に宿泊

1. 交付申請書（様式第1号）を提出

- ・添付書類：様式（第4条関係） 所要（精算）額調書、宿泊料の領収書の写し、
宿泊施設との部屋の借上げに関する申込書又は契約書等の写し（ない場合は不要）
宿泊者リスト（職氏名及び宿泊日を記載すること、任意様式）
宿泊者が精算した場合、それを法人が負担することを証する書類（任意様式）
口座振込依頼書様式
- ・提出期限：令和4年9月30日（金）
- ・提出方法：下記提出先に郵送、持参又はメール
- ・事業所ごとではなく、法人単位でご提出ください
- ・様式は県長寿社会課のホームページからダウンロード可能です。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/295473.htm>

2. 交付決定及び交付額確定通知がメールで届く（原則申請から30日以内）

- ・公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。

3. 指定口座に補助金が入金されるのを待つ

- ・支払時期は交付決定及び交付額確定通知をお送りするメールと同時にお知らせします。

★その他★

- ・交付申請＝実績報告とみなしますので、改めての実績報告書の提出は不要です。
- ・様式ファイルは記載例も載せておりますので、記載の参考にしてください。
- ・お問い合わせは、電話のほか下記メールアドレスでもお伺いします。
- ・Q & Aもホームページに掲載しております。ご一読ください。

書類提出・問い合わせ先

- 高齢者施設
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）
【電話】0857-26-7175 【メール】choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
- 障がい者施設
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課（同上）
【電話】0857-26-7866 【メール】shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp
- 保護施設
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課（同上）
【電話】0857-26-7144 【メール】fukushi-kansashidou@pref.tottori.lg.jp
- 医療機関（薬局以外）
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課課（同上）
【電話】0857-26-7228 【メール】iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp